

生駒市条例第15号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「、第4条第1項、第6条又は第7条第1項」及び「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第3号を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項、第5条から第7条まで又は第8条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

第12条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条を第13条とする。

第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「同表才欄」を「同表カ欄」に改め、同条第2項中「による建築物の高さ」の次に「（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さを除く。）」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の制限）

第7条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、別表第2の計画地区の区

<p>生駒市美鹿の台地区整備計画区域</p>		<p>次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物 5 前各項の建築物に附属するもの（別表第3（え）項に掲げるものを除く。）</p>	<p>165平方メートル</p>	<p>1メートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	<p>10分の10</p>	<p>10分の5</p>	<p>1 10メートル。ただし、軒の高さについては、7メートルとする。 2 建築物の各部分の高さについては、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</p>
------------------------	--	---	------------------	----------------	--	---------------	--------------	--

別表第2に備考として次のように加える。

備考 生駒市美鹿の台地区整備計画区域に係る高さ及び面積等の算定等については、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域内に建築物があるものとみなし、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。